

議第23号 包括外部監査契約の締結について

1 趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により都道府県，指定都市及び中核市に実施が義務付けられている包括外部監査について，令和8年度の契約を締結するものです。

この契約は，地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨（住民の福祉の増進，最少の経費で最大の効果，組織及び運営の合理化，規模の適正化）を達成するために，弁護士，公認会計士等の専門家の監査を受けるとともに，監査の結果に関する報告書の提出を受けることを内容とするもので，毎会計年度，当該専門家と締結することとされています。

2 包括外部監査の主なスケジュール（予定）

時期	事務
令和8年4月	包括外部監査契約の締結，告示
	包括外部監査人補助者の選任，告示
令和8年6月頃まで	監査テーマの選定
令和8年6月頃から12月頃まで	監査の実施
令和8年12月頃から令和9年2月まで	監査結果報告の作成
令和9年3月	監査結果の報告
	監査結果報告の公表

3 包括外部監査人候補者の略歴

氏名 鈴木 謙治

生年月日 昭和54年1月5日

経歴 平成21年12月 弁護士登録
平成22年1月 弁護士法人H&C社員弁護士就任
平成31年3月 弁護士法人H&C社員弁護士退任
同年4月 弁護士法人あすか社員弁護士就任
(呉事務所所属)

4 委託料の積算内訳

上限額	11,700,000円
基本費用	2,400,000円 旅費その他監査に要する事務費等
執務費用	9,300,000円を上限 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者の執務日数に応じて支払う費用

(包括外部監査人 1 名及び包括外部監査人補助者 3 名 執務日数各 25 日程度を想定)

※業務完了後に実際の執務状況に応じて精算

※包括外部監査人補助者とは、監査事務を補助する者で、包括外部監査人と同等の資格を有するものを想定